

|        |                 |
|--------|-----------------|
| 原議保存期間 | 5年（令和7年3月31日まで） |
| 有効期間   | 一種（令和7年3月31日まで） |

警視庁生活安全部長  
 警視庁地域部長 殿  
 各道府県（方面）警察の長  
 （参考送付先）  
 各管区広域調整担当部長

警察庁丁生企発第17号、丁少発第12号  
 令和元年6月19日  
 警察庁生活安全局生活安全企画課長  
 警察庁生活安全局少年課長

登下校時の子供の安全確保対策の推進に係る留意事項について（通達）

通学路等における子供の犯罪被害を防止するための施策については、「通学路等における子供の安全確保のための対策の推進について」（平成30年7月11日付け警察庁丙生企発第137号ほか。）及び「登下校防犯プラン」（平成30年6月22日登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議決定）等に基づき推進されているところであるが、本年5月28日、神奈川県川崎市内において、登校中の児童等が殺傷される事案が発生し、国民に著しい不安を与えている。

教育委員会・学校をはじめとする関係機関・団体及び地域住民等と連携した防犯教育、見守り活動等、登下校時における子供の安全確保のための対策の推進上の留意事項は下記のとおりであるので、各都道府県警察にあつては適切な措置を講じられたい。

#### 記

### 1 子供に対する実践的な防犯教育の推進

小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校において防犯教室等を実施する場合においては、急接近してくる不審人物、性犯罪等に係る対処方法について、「とにかく逃げる」、「大声を出す」といった、危険な事案に遭遇した場合の初期的対応訓練など、子供に危険を予測・回避する能力を身に付けさせるための実践的な防犯教育を学校等と連携して推進すること。

### 2 見守り活動等に対する確認・指導等

#### (1) 見守り体制の確認及び指導

登下校時の通学路等において実施する見守り体制について、警戒の隙間が生じていないか、不測の事態に対応できる体制であるかなどを確認し、例えば、「人の目が切れないように間隔等を調整して人員を配置する」、「配置に際しては複数人配置し、子供の誘導役、周辺の警戒役、有事の連絡役など役割を決める」など、活動時の参考となる指導を行うこと。

また、見守りの体制が十分に確保できない場合であっても、例えば、単独で見守りを行う者に対しては、子供のみに意識を取られることなく、周囲に不審者がいないかなども気を配るよう指導等を行うこと。

なお、こうした確認・指導については、活動する現場において直接行うことが

効果的であるが、教職員、保護者、見守り活動を行う地域住民等が参加する研修会等の機会も活用して幅広く行うこと。

(2) 集団登校の集合場所等の見守りに係る指導

上記研修会及び「地域の連携の場」等を活用し、集団登校等で子供が集まる場所や集団で移動している子供も見守りの対象とすること、その際には周囲にも気を配ることといった指導を行うこと。

また、小学生の見守り活動を行う地域住民等に対し、中学生にも注意を払ってもらうよう協力を依頼するとともに、「登下校防犯プラン」に基づいて「ながら見守り」を依頼した団体等に対して、中学生も見守りの対象とするよう依頼すること。

(3) 有事対応訓練等の実施

子供を狙った様々な事案等を想定し、見守り活動を行う地域住民等を対象とした有事対応訓練（子供の誘導、警察等への通報等）等を実施すること。

3 スクールサポーターによるスクールガード等との連携

警察署等に配置されているスクールサポーターは、学校内及び通学路等における児童等の安全確保対策もその任務の一つとされているところである。

スクールサポーターがこの任務を遂行するに当たっては、スクールガードや防犯ボランティア等と連携し、児童等の安全確保対策が地域の実情に応じた効果的なものとなるよう努めること。